瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日前に、瀬戸内市教育委員会の職務権限によりなされた処分、 手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(瀬戸内市立美術館条例の一部改正)

3 瀬戸内市立美術館条例 (平成 22 年瀬戸内市条例第8号) の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第2項、第7条第2項、第9条第1項から第3項まで、第10条第1項、 第11条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条ただし書中「教育委員会」を「市長」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第18条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、「任命」の次に「又は委嘱」 を加え、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。 第 19 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 20 条第 5 号並びに第 22 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(瀬戸内市文化財保護条例の一部改正)

4 瀬戸内市文化財保護条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 88 号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第1項中「瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に、「瀬戸内市文化財保護委員会」を「瀬戸内市文化財保護審議会」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館条例の一部改正)

5 瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館条例(平成 16 年条例第 89 号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1項を削り、同条第2項中「特に」を削り、同項を同条とする。

第4条ただし書、第5条第2項、第6条、第7条、第8条第1項及び第 12 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(門田貝塚史跡公園条例の一部改正)

6 門田貝塚史跡公園条例(平成16年瀬戸内市条例第91号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項中「瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(須恵古代館条例の一部改正)

7 須恵古代館条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 93 号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条ただし書、第7条第2項及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(備前おさふね刀剣の里条例の一部改正)

8 備前おさふね刀剣の里条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 94 号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「瀬戸内市長」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「瀬戸内市長」を「市長」に改める。

第15条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める

(備前長船刀剣博物館条例の一部改正)

9 備前長船刀剣博物館条例(平成16年瀬戸内市条例第95号)の一部を次のよう に改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、「任命」の次に「又は委嘱」 を加え、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今泉俊光刀匠記念館条例の一部改正)

10 今泉俊光刀匠記念館条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 96 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条、第6条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

澳尸闪巾立美術館条例(平成22年澳尸闪巾条例第8号)新旧对照表(附則第3項原	的'术/ 「
現行	改正後
(管理) 第4条 美術館は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。	<u>第4条</u> <u>削除</u>
(開館時間)	(開館時間)
第6条 略	第6条 略
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が必要と認めたときは、開館時間 を変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。
(休館日) 第7条 略	(休館日) 第7条 略
	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (学術研究利用)
第9条 美術館が収蔵する美術品等について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「学術研究利用」という。)をしようとする者は、 教育委員会の許可を受けなければならない。	第9条 美術館が収蔵する美術品等について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「学術研究利用」という。)をしようとする者は、 市長 の許可を受けなければならない。
2 教育委員会は、前項の許可に美術品等の保全上及び美術館の管理上必要な条件を付けることができる。	2 <u>市長</u> は、前項の許可に美術品等の保全上及び美術館の管理上必要 な条件を付けることができる。
3 <u>教育委員会</u> は、学術研究利用が次の各号のいずれかに該当するときは、 学術研究利用を許可しない。	3 <u>市長</u> は、学術研究利用が次の各号のいずれかに該当するときは、 学術研究利用を許可しない。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
4.5 略	4・5 略
(施設の利用)	(施設の利用)
第10条 美術館の施設及び設備(以下「施設」という。)を専有して利用し	第10条 美術館の施設及び設備(以下「施設」という。)を専有して利用し

ようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

(入館の制限)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは美術館への 入館を拒み、又は退館させることができる。
 - (1)~(3) 略

(許可の取消し等)

- 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1 項及び第10条第1項による許可を取り消し、又は施設の利用若しくは学術 研究利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) 略
 - (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づ く教育委員会の処分に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。 (行為の禁止)
- 第15条 美術館において写真又は動画を撮影する行為は、禁止する。ただ し、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。 (協議会の定数等)
- 第18条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者 並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 • 3 略

任することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 教育委員会は、美術館設置の目的を効果的に達成するために必要

ようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(入館の制限)

第11条 市長 は、次の各号のいずれかに該当するときは美術館への 入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) \sim (3) 略

(許可の取消し等)

- 第12条 市長 は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1 項及び第10条第1項による許可を取り消し、又は施設の利用若しくは学術 研究利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) 略
 - (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づ く市長の処分に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長 が必要と認めたとき。 (行為の禁止)
- 第15条 美術館において写真又は動画を撮影する行為は、禁止する。ただ し、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(協議会の定数等)

第18条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者 並びに学識経験のある者の中から市長が任命又は委嘱する。

2•3 略

4 教育委員会は、特別の事情があると認めた場合は、任期中でも委員を解 4 市長 は、特別の事情があると認めた場合は、任期中でも委員を解 任することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長 は、美術館設置の目的を効果的に達成するために必要

があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定に基づき、美術館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 略

- 3 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条 及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認める ときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、美術館の開館時間又は休 館日を変更することができる。
- から第12条まで及び第15条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定 管理者」と読み替えるものとする。

5 • 6 略

(指定管理者が行う業務)

- 第20条 前条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場 合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)~(4) 略
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務に関するこ と。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定に基づき、美術館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 略

- 3 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条 及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認める ときは、あらかじめ市長の承認を得て、美術館の開館時間又は休 館日を変更することができる。
- 4 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条 4 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条 から第12条まで及び第15条の規定中「市長」とあるのは、「指定 管理者」と読み替えるものとする。

5 • 6 略

(指定管理者が行う業務)

第20条 前条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場 合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) \sim (4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長 が定める業務に関するこ と。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長 が別に 定める。

瀬戸内市文化財保護条例(平成16年瀬戸内市条例第88号)新旧対照表(附則第4項関係)

現行	改正後
(指定)	(指定)
第3条 瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に所在	第3条 市長 は、市内に所在

する文化財のうち、重要なものを市指定することができる。ただし、無 形文化財にあっては、保持者を認定するものとする。

- 2 前項の規定による指定をするときは、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ別に定める瀬戸内市文化財保護委員会に諮問するものとする。

4 略

(解除)

第4条 教育委員会は、市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 略

(所有者の管理義務)

第5条 市指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する<u>教育委員会規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、市指定重要文化財を管理しなければならない。

(届出)

第6条 市指定重要文化財の所有者は、次に掲げる場合は、速やかに<u>教育委</u> <u>員会</u>に届け出なければならない。

(1)~(4) 略

(現状変更)

第8条 市指定重要文化財の現状を変更しようとするときは、<u>教育委員会</u>の 承認を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、 この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

する文化財のうち、重要なものを市指定することができる。ただし、無 形文化財にあっては、保持者を認定するものとする。

- 2 前項の規定による指定をするときは、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、<u>市長</u>は、あらかじめ別に定める瀬戸内市文化財保護審議会に諮問するものとする。

4 略

(解除)

第4条 <u>市長</u> は、市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 略

(所有者の管理義務)

第5条 市指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する<u>規則</u>及び<u>市長</u>の指示に従い、市指定重要文化財を管理しなければならない。

(届出)

第6条 市指定重要文化財の所有者は、次に掲げる場合は、速やかに<u>市長</u> に届け出なければならない。

(1)~(4) 略

(現状変更)

第8条 市指定重要文化財の現状を変更しようとするときは、<u>市長</u>の 承認を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、 この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則 で定める。

瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館条例(平成16年瀬戸内市条例第89号)新旧対照表(附則第5項関係)

現行	改正後
(管理等)	(管理等)
第3条 文化館の管理は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)	第3条
<u>が行う。</u>	
2 文化館の管理は、特に市長が必要と認める場合、その全部又は一部を公	文化館の管理は、市長が必要と認める場合、その全部又は一部を公
共団体若しくは公共的団体に委託することができる。	共団体若しくは公共的団体に委託することができる。
(開館時間)	(開館時間)
第4条 文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教	第4条 文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市
<u>育委員会</u> が認めるときは、これを変更することができる。	<u>長</u> が認めるときは、これを変更することができる。
(休館日)	(休館日)
第5条 略	第5条 略
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、	2 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、
休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。	休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。
(利用等の許可)	(利用等の許可)
第6条 文化館の施設等を占有して利用しようとする者は、教育委員会の許	第6条 文化館の施設等を占有して利用しようとする者は、市長 の許
可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、	可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、
同様とする。	同様とする。
2 教育委員会は、前項の許可に文化館の管理上必要な範囲内で条件を付す	
ることができる。	ることができる。
(利用の制限)	(利用の制限)
第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項	第7条 市長 は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項
の許可を与えない。	の許可を与えない。
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)

第8条 <u>教育委員会</u>は、文化館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1) \sim (3) 略

2 略

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に 定める。

第8条 <u>市長</u> は、文化館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1)~(3) 略

2 略

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が別に 定める。

門田貝塚史跡公園条例(平成16年瀬戸内市条例第91号)新旧対照表(附則第6項関係)

現行	改正後
(行為の許可)	(行為の許可)
第3条 門田貝塚史跡公園(以下「史跡公園」という。)において次に掲げる	第3条 門田貝塚史跡公園(以下「史跡公園」という。)において次に掲げる
行為をしようとする者は、あらかじめ <u>瀬戸内市教育委員会(以下「教育委</u>	行為をしようとする者は、あらかじめ <u>市長</u>
<u>員会」という。)</u> の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更	の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更
しようとするときも、同様とする。	しようとするときも、同様とする。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
2 教育委員会は、前項の許可に当たって条件を付することができる。	2 <u>市長</u> は、前項の許可に当たって条件を付することができる。
(利用の制限)	(利用の制限)
第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項	第4条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項
の許可をしないものとする。	の許可をしないものとする。
(1)~(3) 略	(1) \sim (3) 略
(委任)	(委任)
第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定	第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長 が別に定

める。

める。

須恵古代館条例(平成16年瀬戸内市条例第93号)新旧対照表(附則第7項関係)

現行	改正後
(管理) 第4条 古代館の管理は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。) がこれを行う。	第4条 削除
(休館日)	(休館日)
第6条 休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。(1)~(3) 略(開館時間)	第6条 休館日は、次のとおりとする。ただし、 <u>市長</u> が必要と認めた ときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)~(3) 略 (開館時間)
第7条 略	第7条 略
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が必要と認めたときは、開館時間 を変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が必要と認めたときは、開館時間 を変更することができる。
(委任)	(委任)
第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

備前おさふね刀剣の里条例(平成16年瀬戸内市条例第94号)新旧対照表 (附則第8項関係)

現行	改正後
(管理) 第2条 刀剣の里は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が 管理する。	第2条 削除

(利用の許可)

- 第4条 刀剣の里を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を 受けなければならない。
- とができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当す るおそれがあると認められるときは、利用を禁止し、又は許可の条件を 変更し、若しくは許可の取り消し、又は許可をしないことができる。

 $(1)\sim(6)$ 略

(使用料の免除)

第7条 瀬戸内市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、 又は免除することができる。

(設備の変更)

第9条 利用者は、教育委員会の許可を受けなければ、設備を変更すること ができない。

(入場料の免除)

第12条 瀬戸内市長は、特に必要があると認めたときは、入場料を減額し、 又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、刀剣の里の設置目的を効果的に達成するため必要 があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定する指定管理者に 刀剣の里の管理を行わせることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

(利用の許可)

- 第4条 刀剣の里を利用しようとする者は、あらかじめ市長 の許可を 受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付するこ 2 市長 は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付するこ とができる。

(利用の制限)

第5条 市長 は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当す るおそれがあると認められるときは、利用を禁止し、又は許可の条件を 変更し、若しくは許可の取り消し、又は許可をしないことができる。

 $(1)\sim(6)$ 略

(使用料の免除)

第7条 市長 は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、 又は免除することができる。

(設備の変更)

第9条 利用者は、市長 の許可を受けなければ、設備を変更すること ができない。

(入場料の免除)

第12条 市長 は、特に必要があると認めたときは、入場料を減額し、 又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長 は、刀剣の里の設置目的を効果的に達成するため必要 があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定する指定管理者に 刀剣の里の管理を行わせることができる。

(委任)

備前長船刀剣博物館条例(平成16年瀬戸内市条例第95号)新旧対照表(附則第9項関係)

現行 改正後 (管理) 第3条 博物館は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管|第3条 削除 理する。 (施設等の利用) (施設等の利用) 第5条 博物館の施設及び設備(以下「施設」という。)を利用しようとする 第5条 博物館の施設及び設備(以下「施設」という。)を利用しようとする 者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 者は、市長の許可を受けなければならない。 (入館の制限) (入館の制限) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒み、 第6条 市長 は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒み 又は退館させることができる。 又は退館させることができる。 (1) • (2) 略 (1) • (2) 略 (協議会の定数等) (協議会の定数等) 第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、学│第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、学 校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並 校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並 びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。 びに学識経験のある者の中から市長が任命又は委嘱する。 2•3 略 2•3 略 4 教育委員会は、特別の事情があると認めた場合は、任期中でも委員を解 4 市長 は、特別の事情があると認めた場合は、任期中でも委員を解 任することができる。 任することができる。 (委任) (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に 第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長 が別に 定める。 定める。

今泉俊光刀匠記念館条例(平成16年瀬戸内市条例第96号)新旧対照表(附則第10項関係)

現行	改正後
(管理)	
第3条 記念館は、瀬戸内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管	<u>第3条</u> <u>削除</u>
<u>理する。</u>	
(施設等の使用)	(施設等の使用)
第5条 記念館の施設及び設備を(以下「施設」という。)を使用しようとす	第5条 記念館の施設及び設備を(以下「施設」という。)を使用しようとす
る者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。	る者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。
(入館の制限)	(入館の制限)
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒み、	第6条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒み、
又は退館させることができる。	又は退館させることができる。
(1) • (2) 略	(1)・(2) 略
(委任)	(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定	第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定
める。	める。